

解禁日： 有（令和 年 月 日） ・ 無

令和 7 年 11 月 26 日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

特定健康診査に係る受診票等の紛失について

本市内の個別医療機関において、令和 7 年 11 月 5 日に特定健康診査（以下「特定健診」といいます。）を受診した市民の受診票、問診票及び受診券（氏名、住所、生年月日、年齢、性別、電話番号、健診結果等が記載。以下「受診票等」といいます。）を紛失したことが、令和 7 年 11 月 14 日に判明しました。

1 概要と経緯

本市では、個別医療機関で特定健診を受診された場合、当該個別医療機関から市に受診票等が提出され、市の業務委託事業者であるパーソルビジネスプロセスデザイン株式会社（以下「委託事業者」といいます。）が受診データの入力、チェック業務を行い、受診者に健診結果を通知します。

令和 7 年 11 月 5 日に個別医療機関で受診された市民の受診票等を、市が 11 月 6 日に受領後、委託事業者に引き渡しましたが、委託事業者による受診データの入力、チェック業務の過程で、当該受診票等が見当たらないことが判明しました。このため、守口市市民保健センター内の委託事業者執務スペース及び健康推進課執務室、受診票等の保管室等、関係箇所を捜索しましたが、発見に至りませんでした。

2 対象受診者数及び対象個別医療機関数

3 名分（3 医療機関において、受診者が各 1 名）

3 対応

3 医療機関に連絡及び謝罪し、各医療機関で保管されていた 3 名分の受診データを再度ご提供いただきました。

また、3 名に対して個別に連絡し、本事案についてご報告及び謝罪を行いました。

なお、各医療機関から受診データを再度ご提供いただいたことにより、3 名に対する特定健診の結果通知は、通常どおり発送します。

4 原因

委託事業者の受診データの入力、チェック業務の過程における書類の受渡しや保管等のルールが明確に徹底されていなかったことが原因です。

5 再発防止策

市として、委託事業者に対して書類の受渡しや保管ルールの見直し、書類の要・不要の区別の明確化、受診票等の授受から入力、チェック業務までを速やかに行う業務過程の見直しを徹底するとともに、個人情報の取扱いに対する意識の更なる向上を図り、再発防止に取り組んでまいります。

問合せ：守口市役所健康福祉部健康推進課

電話 06-6992-2217 (直通)